

1. 改正する細則類 (下線部分は改正部分、法…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律)

(1) 入会金及び会費等に関する細則

改正案	現行	改正理由補足等
<p align="center"><u>会費等に関する細則</u></p>	<p align="center"><u>入会金及び会費等に関する細則</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規程名称の変更 ・一定額に入会金の定めなし
<p align="center">第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この細則は、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> 定款第 7 条第 2 項の規定に基づき、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u>の会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p align="center">第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この細則は、<u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> 定款第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項の規定に基づき、<u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u>の入会金及び会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名称の変更 ・定款参照条文の変更
<p align="center">第 2 章 会費等</p> <p>(入会方法) 第 2 条 正会員および賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出し、理事会の承認を得た後、遅滞なく入会年度の会費を納入しなければならない。 2 事務局は、<u>理事会による入会承認後</u>、入会年度の会費の納入を確認し、<u>入会を希望した者に対し入会通知書を発行する</u>。入会通知書の発行期日をもって会員の資格を生ずるものとする。</p>	<p align="center">第 2 章 会費・入会金等</p> <p>(入会方法及び入会金の金額) 第 2 条 正会員および賛助会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出し、理事会の承認を得た後、遅滞なく入会年度の会費を納入しなければならない。 2 <u>正会員および賛助会員の入会金は 0 円とする。</u> 3 事務局は、<u>入会承認後</u>、入会年度の会費の納入を確認し、<u>入会通知書を発行する</u>。入会通知書の発行期日をもって会員の資格を生ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・“入会金”、関連項目削除 ・記述適正化の文言修正
<p>(会費の金額) 第 3 条 【略】 2 会費年額の変更は、前年度末までに<u>所定の会費分類選択届</u>を提出することにより行う。この会費分類選択届が提出されなかった場合は、前年と同一の会費分類が選択されたものとみなす。 3 【略】</p>	<p>(会費の金額) 第 3 条 【略】 2 会費年額の変更は、前年度末までに<u>会費分類選択届</u>を提出することにより行う。この会費分類選択届が提出されなかった場合は、前年と同一の会費分類が選択されたものとみなす。 3 【略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記述適正化の文言修正
<p>【削除】</p>	<p>(会費納入遅延に対する措置) 第 5 条 理事会は、この細則に定める会費の納入を遅延した正会員に対して、総会における議決権行使の停止措置、および当センターが行う一部の事業への参画を一時的に制限できるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定 ・社員（正会員）が議決権を行使することができない旨の定めは出来ない
<p>附則 5 1 この細則は、<u>一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。</u></p>	<p>【新設】</p>	

(2) 役員選任方法に関する細則

改正案	現行	改正理由補足等
<p align="center">第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この細則は、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> 定款第 22 条第 1 項の規定に基づき、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u>の役員を選任方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p align="center">第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この細則は、<u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> 定款第 12 条第 1 項の規定に基づき、<u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u>の役員を選任方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名称の変更 ・定款参照条文の変更
<p align="center">第 2 章 役員を選任</p> <p>(理事の選任) 第 2 条 【略】 2 前項による候補者の数が定款で定める定数の範囲内の場合、その候補者が理事となる。ただし、総会において出席正会員の<u>議決権総数の過半数の不信任があった候補者は</u>、理事となることができない。 3 第 1 項による候補者の数が定款で定める定数の上限を超える場合は、<u>理事の定数上限連記の総会における投票により</u>、理事を選任する。ただし、<u>理事に選任されるためには</u>、出席正会員の<u>議決権総数の過半数の得票数を得なければならない</u>。この投票においては累積投票は行わない。 4 前項の投票の結果、得票数の同じ候補者がいる場合には、抽選により順位を定める。 5 【略】 6 正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の届出用紙に候補者本人及び候補者を推薦する 10 以上の個人正会員または団体正会員の代表者が署名捺印をし、現任の役員が任期内に迎える最終の会計年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日の間に理事長に提出しなければならない。</p>	<p align="center">第 2 章 役員を選任</p> <p>(理事の選任) 第 2 条 【略】 2 前項による候補者の数が定款で定める定数の範囲内の場合、その候補者が理事となる。ただし、総会において出席正会員の<u>議決総数の過半数の不信任があった場合には</u>、理事となることができない。 3 第 1 項による候補者の数が定款で定める定数の上限を超える場合は、<u>理事の定数上限連記の選挙により</u>、理事を選任する。ただし、<u>当選者となるためには</u>、出席正会員の<u>議決総数の過半数の得票数を得なければならない</u>。この選挙においては累積投票は行わない。 4 前項の<u>信任投票</u>の結果、得票数の同じ候補者がいる場合には、抽選により順位を定める。 5 【略】 6 正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の届出用紙に候補者本人及び候補者を推薦する 10 以上の個人正会員もしくは団体正会員の代表者の署名捺印をし、現任の役員が任期内に迎える最終の会計年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日の間に理事長に提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記述適正化の文言修正

<p>(欠員及び増員による役員を選任)</p> <p><u>第4条</u> 欠員及び増員により、理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、第2条及び第3条の規定を準用する。この場合において、第2条第6項の「現任の役員が任期内に迎える最終の会計年度の3月1日から3月31日の間」とあるのは、「総会開催の通知を行った日から総会開催日の前日まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>(欠員及び増員による役員を選任)</p> <p><u>第4条(削除)</u></p> <p><u>第4条の二</u> 欠員及び増員により、理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、第2条及び第3条の規定を準用する。この場合において、第2条第6項の「現任の役員が任期内に迎える最終の会計年度の3月1日から3月31日の間」とあるのは、「総会開催の通知を行った日から総会開催日の前日まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>・条項番号の整理</p>
<p>附則3</p> <p>1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。</p>	<p>【新設】</p>	

(3) 役員に対する費用弁償に関する細則

改正案	現行	改正理由補足等
<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> 定款第27条第3項の規定に基づき、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下、「JPNIC」という。)の役員の会議出席謝金及び<u>原稿執筆謝金</u>に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、<u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> 定款第16条第3項の規定に基づき、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下、「JPNIC」という。)の役員の会議出席謝金及び<u>原稿執筆謝金</u>を定めることを目的とする。</p>	<p>・法人名称の変更</p> <p>・定款参照条文の変更</p> <p>・記述適正化の文言修正</p>
<p>附則2</p> <p>1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。</p>	<p>【新設】</p>	

(4) 常勤役員報酬規程

改正案	現行	改正理由補足等
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> (以下「当センター」という。) 定款第27条1項の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> (以下「当センター」という。) 定款第16条3項の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。</p>	<p>・法人名称の変更</p> <p>・定款参照条文の変更</p>
<p>(決定機関)</p> <p>第3条 本規程の改廃は<u>総会</u>の決議による。</p>	<p>(決定機関)</p> <p>第3条 本規程の改廃は<u>理事会</u>の決議による。</p>	<p>・新定款 (報酬等 第27条)、 法定 (法人法89条、105条1項)。</p>
<p>(役員報酬の支払いと控除)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3月の途中で役員に就任するとき、又は月の途中で役員を退任したとき<u>もしくは</u>死亡したときは、報酬の計算は日割計算によるものとする。</p>	<p>(役員報酬の支払いと控除)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 【略】。</p> <p>3月の途中で役員に就任するとき、又は月の途中で役員を退任したとき<u>あるいは</u>死亡したときは、報酬の計算は日割計算によるものとする。</p>	<p>・記述適正化の文言修正</p>
<p>附則2</p> <p>1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。</p>	<p>【新設】</p>	

2. 廃止する細則類

(1) 議決権数に関する細則

改正案	現行	改正理由補足等
<p>附則2</p> <p>1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日をもって廃止する。</p>	<p>【新設】</p>	<p>・社員は各1個の議決権有 す(法人法48条)により 細則は不要。新定款でも 別段の定めはない。</p>